

## 居宅介護支援 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業所名	川越町居宅介護支援センター
所在地	三重県三重郡川越町大字豊田一色314番地 川越町いきいきセンター内
介護保険事業所番号	2472200068
管理者及び連絡先	管理者 佐藤 慎哉 連絡先 三重県三重郡川越町大字豊田一色314番地 電話 059-365-0024
サービス提供地域	川越町 朝日町 四日市市 桑名市全域

### 2 事業所の職員体制

職種	内容等	人 員
管理者	管理業務を行う	常勤兼務 1名
介護支援専門員	介護保険サービスに関する業務を担当する	常勤兼務 1名 常勤専従 4名
介護事務	介護保険サービスに関する事務を担当する	常勤兼務 1名

※管理者と主任介護支援専門員は兼務とします

### 3 営業日及び営業時間

営業日	平日
営業時間	8:30~17:15

※土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する日、年末年始（12/29~1/3）は「休業」となります

休日等緊急電話番号 : 090-1748-8099 (佐藤)  
 : 070-4167-3852 (山上)  
 : 080-3403-0558 (伊藤)  
 : 080-3403-0557 (水谷)  
 : 080-3403-0563 (館)

※上記の電話番号にて24時間連絡体制があります

4 サービス利用料及び利用者負担

		要介護1・2	要介護3・4・5
介護支援専門員1人当たりの利用者の人数が50人未満の場合		居宅介護支援費（Ⅱ）i 11,088円	居宅介護支援費（Ⅱ）i 14,406円
加算	加算額	内容・回数等	
処遇改善加算	所定単位数の 2,1%	介護支援専門員等の賃金改善及び職場環境、サービスの質の向上を図る事を目的とする	
初回加算	3,063円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けたときに居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更されたときに居宅サービス計画を作成する場合	
入院時情報連携加算Ⅰ	2,552円	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算Ⅱ	2,042円	入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報を提供した場合	
特定事業所加算Ⅰ	5,298円	常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実地できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合	
特定事業所加算Ⅱ	4,298円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実地できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合	
特定事業所加算Ⅲ	3,297円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上、常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実地できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合	
通院時情報連携加算	510円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに、医師又は歯科医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報を受けて記録した場合（1月につき1回を限度）	
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師	

		及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者 に提供した場合
退院退所加算（Ⅰ）イ	4, 594円	退院・退所時に医療機関等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可）。医療機関等の職員から利用者に関する情報提供を「カンファレンス以外の方法」で1回受けていること。必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整を行った場合
退院退所加算（Ⅰ）ロ	6, 126円	退院・退所時に医療機関等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可）。医療機関等の職員から利用者に関する情報提供を「カンファレンス」により「1回」受けていること。必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整を行った場合。
退院退所加算（Ⅱ）イ	6, 126円	退院・退所時に医療機関等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可）。医療機関等の職員から利用者に関する情報提供を「カンファレンス以外の方法」で「2回以上」受けていること。必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整を行った場合。
退院退所加算（Ⅱ）ロ	7, 657円	退院・退所時に医療機関等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可）。医療機関等の職員から利用者に関する情報提供を2回受け、そのうち「1回以上はカンファレンス」によるものであること。必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整を行った場合。
退院退所加算（Ⅲ）	9, 189円	退院・退所時に医療機関等の職員と面談を行うこと（テレビ電話等の活用可）。医療機関等の職員から利用者に関する情報提供を「3回以上」受け、そのうち「1回以上はカンファレンス」によるものであること。必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整を行った場合。

要介護認定を受けられた方は、利用者の自己負担はございません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護等の程度に応じて金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を川越町役場の福祉課に提出しますと、差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

## 5 当事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な指定居宅介護支援を提供することを目的とします
運営の方針	当事業所は利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、適切な指定居宅介護支援が提供されるように努めます

## 6 サービスの内容

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等、課題分析の（アセスメント）の実地、サービス担当者会議の開催、ケアプラン実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施要介護等認定の申請に係る援助、給付管理業務。

## 7 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求める事ができます。

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がりますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝え下さい。

## 8 運営に関する事項

介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に参加する。

## 9 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたり事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。

## 10 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

### 11 衛生管理

事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとし、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症の発生を予防し、又はまん延しないように、措置を講じます。

### 12 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

### 1 3 相談窓口、苦情対応

○サービスに対する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

川越町社会福祉協議会	電話番号	059-365-0024
	FAX	059-365-2940
	責任者	川上 亘 康
	担当者	古橋 加奈
	第三者委員	南川 久美子 伊藤 博之
	対応時間	平日 8:30~17:15

○公的機関においても、次の機関において苦情申請等が出来ます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	三重県三重郡川越町豊田一色280番地 川越町役場町福祉課
	電話番号	059-366-7116
	FAX	059-365-5380
	対応時間	平日 9:00~16:30
三重県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	三重県津市桜橋2丁目96番地 保険介護福祉課介護障害福祉係
	電話番号	059-222-4165
	FAX	059-228-5319
	利用時間	平日 9:00~16:30

### 1 4 当事業者（当法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 川越町社会福祉協議会
代表者指名	会 長 加 藤 志 保 子
法人所在地・電話	三重県三重郡川越町豊田一色314番地 川越町いきいきセンター内 電話番号：059-365-0024 FAX：059-365-2940
法人内で行っている サービス	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 老人居宅介護等事業の経営 (8) 老人福祉センターの経営 (9) 老人デイサービス事業の経営 (10) 障害福祉サービス事業の経営

	<ul style="list-style-type: none"><li>(11) 移動支援事業の経営</li><li>(12) 特定相談支援事業の経営</li><li>(13) 障害児相談支援事業の経営</li><li>(14) 福祉サービス利用援助事業</li><li>(15) ボランティア活動拠点施設運営事業</li><li>(16) 地域包括支援センター事業</li><li>(17) 介護予防支援事業</li><li>(18) 居宅介護支援事業</li><li>(19) 生活支援体制整備事業</li><li>(20) 老人ふれあいホームヘルプ事業</li><li>(21) 老人ふれあいデイサービス事業</li><li>(22) ひとり暮らし老人等配食サービス事業</li><li>(23) 生活困窮者自立相談支援事業</li><li>(24) 成年後見制度中核機関事業</li><li>(25) ことぶき人材センター事業</li><li>(26) 喫茶あいあい事業</li><li>(27) その他法人の目的達成のため必要な事業</li></ul>
--	---